

第6回高梁市議会(定例)議案目録

議案番号	件名	結果	頁
議案第75号	高梁市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		3
議案第76号	高梁市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例		5
議案第77号	高梁市特定地域生活排水処理浄化槽条例の一部を改正する条例		9
議案第78号	令和5年度高梁市一般会計補正予算(第5号)		
議案第79号	令和5年度高梁市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)		
議案第80号	令和5年度高梁市国民健康保険成羽病院事業会計補正予算(第1号)		
議案第81号	令和5年度高梁市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)		
議案第82号	令和5年度高梁市介護保険特別会計補正予算(第2号)		
議案第83号	令和5年度高梁市養護老人ホーム特別会計補正予算(第1号)		
議案第84号	令和5年度高梁市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第1号)		
議案第85号	令和5年度高梁市畑地かんがい事業特別会計補正予算(第2号)		
議案第86号	令和5年度高梁市水道事業特別会計補正予算(第2号)		
議案第87号	令和5年度高梁市下水道事業特別会計補正予算(第1号)		
議案第88号	令和5年度高梁市巨瀬財産区特別会計補正予算(第1号)		

高梁市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

高梁市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月1日提出

高梁市長 近藤隆則

高梁市条例第 号

(令和5年 月 日制定)

高梁市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

高梁市職員の給与に関する条例（平成16年高梁市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「人事院の定める基準」を「規則で定める基準」に改める。

附 則（令和5年高梁市条例第 号）

この条例は、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用する。

提 案 理 由

人事評価における業績評価を勤勉手当に反映させるため。

(参考)

高梁市職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が<u>規則で定める基準</u>に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3～5 略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が<u>人事院の定める基準</u>に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3～5 略</p>

高梁市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

高梁市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月1日提出

高梁市長 近藤隆則

高梁市条例第 号

(令和5年 月 日制定)

高梁市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

高梁市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年高梁市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第9条の2 給与条例第30条の規定は、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期の定めが6箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における任期の合計が6箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6箇月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6箇月以上に至ったときは、第1項の任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

第20条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当）

第20条の2 給与条例第30条の規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第30条第4項中「そ

れぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日以前6箇月以内の在職期間における報酬の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 任期の定めが6箇月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における任期の合計が6箇月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。
- 3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日までフルタイム会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6箇月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6箇月以上に至ったときは、第1項の任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。
- 4 前各項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（令和5年高梁市条例第 号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため。

第20条の2 給与条例第30条の規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第30条第4項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日以前6箇月以内の在職期間における報酬の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6箇月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における任期の合計が6箇月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日までフルタイム会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6箇月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6箇月以上に至ったときは、第1項の任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

4 前各項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

高梁市特定地域生活排水処理浄化槽条例の一部を改正する条例
高梁市特定地域生活排水処理浄化槽条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

高梁市条例第 号

(令和 5 年 月 日制定)

高梁市特定地域生活排水処理浄化槽条例の一部を改正する条例
高梁市特定地域生活排水処理浄化槽条例（平成 21 年高梁市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表中「2, 710 円」を「2, 910 円」に改める。

附 則（令和 5 年高梁市条例第 号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

高梁市特定地域生活排水処理浄化槽の使用料を改定するため。

(参考)

高粱市特定地域生活排水処理浄化槽条例新旧対照表

改正案			現行		
別表(第5条関係)			別表(第5条関係)		
使用料区分	金額	徴収時期	使用料区分	金額	徴収時期
基本額	2,910円	毎月徴収	基本額	2,710円	毎月徴収
(略)			(略)		

